平成２４年（フ）第１６０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目２番20―102号
債務者　清水　　博
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６２号
兵庫県西宮市中殿町２番３―205号、前住所兵庫県西宮市大社町３番47号
債務者　中地　幸代
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７７号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１Ａ―112号室、前住所兵庫県揖保郡太子町矢田部323番地５
債務者　山﨑　沙織（旧姓玉那覇）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３７号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番24―703号
債務者　澤本　吉信
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県朝来市和田山町玉置539番地２
債務者　田村　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県豊岡市但東町西谷109番地
債務者　杉山　香代
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目20番11号
債務者　麥田　恒雄
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８７号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目20番11号
債務者　麥田千代子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２４号
北九州市小倉南区石田町３番６―103号
債務者　美又　隆広
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２９号
北九州市八幡西区西鳴水１丁目４番１―302号
債務者　西川　文子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４３号
北九州市小倉南区横代北町１丁目10番13号
債務者　池本　和久
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５１号
北九州市八幡西区別所町８番27―502号
債務者　橋本　新子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０号
福島県郡山市島１丁目９番18号、住民票上の住所福島県須賀川市江持字岡ノ内62番地７
債務者　近内るり子（旧姓坂内）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福島県郡山市富久山町福原字町裏72番地の２
債務者　木原　清子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目29番地２　ニューインズＤ―201号
債務者　木村　　圭
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
埼玉県川口市柳根町23番18号　フラワーコーポ205号
債務者　矢野　奈実
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
埼玉県志木市幸町４丁目10番７―104号
債務者　葛野　美紀（旧姓舘野）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係